

確認した上で行うこと。

(2) 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新更生する等の長期間個体について、虹彩や光沢等により、個体の特徴を視認する場合に限り、再交付は原則として行わないこと。

(3) 装着許可証の毀損等により確実に同一個体と認められる場合のみに限り、再交付は原則として行わること。

(4) 愛護者が多數の飼養をする等不正な飼養が行まるもので、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁めるること。

7 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方
販売禁止鳥獣等の販売許可に該当する場合に許可するものとする。① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること

② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

(2) 許可の条件
販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所(同一地域個体群)等とする。

8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方
鳥獣救護センター等を中心として、市町村、獣医師(獣医師団体)、動物園及び自然保護団体等と連携しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
① 鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師(獣医師団体)、動物園及び自然保護活動に對するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
② 終生飼養及びリハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置づけを明確にするとともに、研修などを

合し確認した上で行うこと。

(2) 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新更生される等の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認するこどを確認した上で更新を行うこと。

(3) 装着許可証の毀損等により確実に同一個体と認められる場合のみに限り、再交付は原則として行わること。

(4) 愛護者が多數の飼養をする等不正な飼養が行まるもので、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁めるること。

7 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方
販売禁止鳥獣等の販売許可に該当する場合は、以下の①及び②のいずれにもに該当するものとする。① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること

② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと

(2) 許可の条件
販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、販売場所(同一地域個体群)などとする。

8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方
傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。
① 鳥獣保護センター等を中心として、市町村、獣医師(獣医師団体)、動物園及び自然保護団体等と連携しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
② 終生飼養及びリハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置づけを明確にするとともに、研修などを

育成を図る等、民間による積極的な取組を推進する。

④都整備汚染体等主事件やボランティアの方に對する対応を評議會の上、取扱いを整備し、関係団体を教訓する。⑤都整備等の適正及び道個個體に關する情報の上、取扱いを整備する。⑥このうえ、教訓する。⑦有無情報等を分析評議會の上、取扱いを整備する。⑧このうえ、教訓する。⑨このうえ、教訓する。

(2) 救護個体の情報有無等に分析個体を用いて、都道府県の化粧物質を可能な範囲で収集する。必要に応じて対策を講じる。

④都道府県レベルで絶滅のおそれのある鳥獣についての救護を実施する。

⑤油汚染事件など一時的に多數の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係者間に備蓄を図る。

⑥傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。

⑦有れた情報に基づいて、人との適正行為を促進する。

⑧都道府県レベルで主導的に救護を実施する。

⑨傷病鳥獣の発生原因を図る。海鳥や海棲哺乳類の生息状況等の協力による調査結果を参考にする。

⑩傷病鳥獣の発生原因を明確にし、必要な措置を講じる。

2。 (3) 人獸共通感染症に応じ、搬入策

(3) 人獣共通感染症対策策入後搬入に応じ、搬入個体は、必要に応じて搬入する。

共通感染症の感染の有無を把握し、仮に対応に適切に処する。また、二次感染を予防するため、衛生管理者には十分留意する。染症にに関する知識がランティアに及ぼす影響は、行政担当者や救護ボランティアに対する基本的な衛生知識等に及ぶ。

(4) 野生個体は以下のような考え方を基本として対応するものとする。警戒心が回復した場合は、その対象個体の傷病が治癒していること、採食能力、運動能力、探食能力を確認する。
① 戒心 ② 適所 ③ 感染症に対する認知 ④ 治療に対する理解 ⑤ 治療に対する実行 ⑥ 治療に対する評価

人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、衛生管理には十分留意する。基に、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理の研修を行う。

(4) 野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。警戒反射が発達していること、採飢能力、運動能力などなどを確認する。
① 対象個体の傷病が治癒していることなどを確認する。
② 成長した個体が回復保護された場合に何を及ぼすかを基本とし、それが遺伝的なかく乱を及ぼすことのないよう考慮する。
③ 感染症に対する免疫能をもつた個体を選び、治療を行ってから放す。
④ 不適な場所では、発生個体の生存率を考慮して放す。

